

この法令は、電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) サイトのうち、「法令検索」から法令名の用語索引をし、検索されたデータから日本語を忠実に抽出し、その後、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局により中国語訳を追加したものです。翻訳以降の改正有無については、同サイト内「日本法令索引」のリンクから改正履歴をご確認ください。また、提供している情報は、ご利用される方のご判断においてご使用ください。できるだけ正確な中国語情報の提供を心がけておりますが、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局及び JICA は一切の責任を負いかねます。

本法令以电子政府综合窗口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) 网站为对象，采用在“法令检索”栏下以法令名称用语检索的方式，如实提取检索显示的日语数据，并由中日养老服务政策及产业合作项目办公室进行中文翻译。关于翻译后是否曾经修订，请在该网站的“日本法令索引”链接确认修订历史记录。对于此处提供的信息，请利用者自行判断使用。我们致力于提供准确的中文信息，对于在使用过程中造成的不利后果，中日养老服务政策及产业合作项目办公室及 JICA 恕不负责。

平成四年法律第六十三号

1992 年 5 月 27 日第 63 号法律

## 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律

### 关于护理劳动者雇佣管理的改善等的法律

目次

目录

第一章 総則（第一条—第五条）

第一章 总则（第一条—第五条）

第二章 介護雇用管理改善等計画（第六条・第七条）

第二章 护理雇用管理改善等计划（第六条、第七条）

第三章 介護労働者の雇用管理の改善等

第三章 护理劳动者雇佣管理的改善等

第一節 介護労働者の雇用管理の改善（第八条—第十二条）

第一节 护理劳动者雇佣管理的改善（第八条—第十二条）

第二節 職業訓練の実施等（第十三条・第十四条）

第二节 职业培训的实施等（第十三条、第十四条）

第四章 介護労働安定センター（第十五条—第三十条）

第四章 护理劳动稳定中心（第十五条—第三十条）

第五章 罰則（第三十一条・第三十二条）

## 第五章 罚则（第三十一条、第三十二条）

附則

附則

## 第一章 総則

### 第一章 总则

（目的）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることにかんがみ、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護関係業務に係る労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第一条 鉴于随着我国高龄化的急速发展等，护理相关业务对劳动力的需求不断增加，通过对护理劳动者在改善雇佣管理、开发及提高能力等方面采取措施，以确保护理相关业务所需的劳动力，进而增进护理劳动者的福祉，制定本法。

（定義）

（定义）

第二条 この法律において「介護関係業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであって厚生労働省令で定めるものを行う業務をいう。

第二条 本法中的“护理相关业务”是指，对由于在身体上或精神上存在障碍而在日常生活中存在困难的人士，开展厚生劳动省省令规定的沐浴、排泄、用餐等的护理、机能训练、看护及疗养上的管理等其他根据该人员的能力以让其在日常生活中自立为目的的福祉服务或保健医疗服务的业务。

2 この法律において「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事する労働者をいう。

2 本法中的“护理劳动者”是指，专门从事护理相关业务的劳动者。

3 この法律において「介護事業」とは、介護関係業務を行う事業をいう。

3 本法中的“护理事业”是指，开展护理相关业务的事业。

4 この法律において「事業主」とは、介護労働者を雇用して介護事業を行う者をいう。

4 本法中的“业主”是指，雇佣护理劳动者开展护理事业的人员。

5 この法律において「職業紹介事業者」とは、介護労働者について職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者をいう。

5 本法中的“职业介绍经营者”是指，取得《职业稳定法》（1947年第141号法律）第三十条第一款的许可，为护理劳动者开展收费性职业介绍事业的人员。

（事業主等の責務）

（业主等的职责）

第三条 事業主は、その雇用する介護労働者について、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その福祉の増進に努めるものとする。

第三条 业主应当为其雇佣的护理劳动者采取改善劳动环境、实施教育训练、充实厚生福利等其他改善雇佣管理而必要的措施，以此致力于增进其福祉。

2 職業紹介事業者は、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者について、これらの者の福祉の増進に資する措置を講ずるように努めるものとする。

2 职业介绍经营者对于其从事的职业介绍事业涉及的护理劳动者及想要成为护理劳动者的求职者，应当致力于采取措施以增进此类人员的福祉。

（国及び地方公共団体の責務）

（国家及地方公共团体的职责）

第四条 国は、介護労働者の雇用管理の改善の促進、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

第四条 国家为了促进改善护理劳动者的雇佣管理、开发与提高护理劳动者能力等增进护理劳动者福祉，应当致力于综合并有效地推进相关必要的政策措施。

2 地方公共団体は、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するように努めるものとする。

2 地方公共团体为了增进护理劳动者的福祉，应当致力于推进相关必要的政策措施。

（適用除外）

（适用除外）

第五条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

第五条 本法不适用于《国家公务员、地方公务员以及船员职业稳定法》（1948 年第 130 号法律）第六条第一款规定的船员。

## 第二章 介護雇用管理改善等計画

## 第二章 护理雇佣管理改善等计划

（介護雇用管理改善等計画の策定）

（护理雇佣管理改善等计划的制定）

第六条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

第六条 厚生劳动大臣为了增进护理劳动者的福祉，应当制订有关改善护理劳动者雇佣管理、开发及提高能力等规定了重要事项的计划（以下称“护理雇佣管理改善等计划”）

2 介護雇用管理改善等計画に定める事項は、次のとおりとする。

2 护理雇佣管理改善等计划规定的事项如下。

一 介護労働者の雇用の動向に関する事項

一 有关护理劳动者雇佣动向的事项

二 介護労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

二 为了促进改善护理劳动者雇佣管理以及开发及提高其能力而计划采取的政策措施的基本应尽事项

三 前二号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 除前两项所列事项外，为了增进护理劳动者的福祉而计划采取的政策措施的基本应尽事项

3 厚生労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定する場合には、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くものとする。

3 厚生劳动大臣在制定护理雇佣管理改善等计划时，应当预先听取劳动政策审议会的意见。

4 厚生労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

4 厚生劳动大臣在制定护理雇佣管理改善等计划后，应当立即公布其概要。

5 前二項の規定は、介護雇用管理改善等計画の変更について準用する。

5 前两款的规定准用于护理雇佣管理改善等计划的变化。

(要請)

(要求)

第七条 厚生労働大臣は、介護雇用管理改善等計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることができる。

第七条 厚生劳动大臣认为为了顺利实施护理雇佣管理改善等计划而有必要时，可就改善护理劳动者雇佣管理、开发及提高护理劳动者能力等其他有关增进护理劳动者福祉的事项，向业主、职业介绍经营者等其他相关人员提出必要的要求。

### 第三章 介護労働者の雇用管理の改善等

### 第三章 护理劳动者雇佣管理的改善等

#### 第一節 介護労働者の雇用管理の改善

#### 第一節 护理劳动者雇佣管理的改善

(改善計画の認定)

(改善计划的认定)

第八条 事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

第八条 业主可就提供与现已提供的护理相关业务涉及的服务不同的服务，或者随着护理事业的开始而为了增进其雇佣的护理劳动者的福祉而实施的改善劳动环境、实施教育训练、充实厚生福利的等其他有关雇佣管理改善的措施（以下称“改善措施”）制定计划（以下称“改善计划”），将其提交给管辖其主要经营机构所在地的都道府县知事，使其认定该改善计划合理。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 改善计划应列出下列事项。

一 改善措置の目標

一 改善措施的目标

二 改善措置の内容

二 改善措施的内容

三 改善措置の実施時期

三 改善措施的实施日期

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 都道府县知事在收到第一款的认定申请时，如果认为该改善计划对于改善该业主雇佣的护理劳动者的雇佣管理是有效且合理的，并且符合其他政令规定的标准，则应当对其做出认定。

（改善計画の変更等）

（改善计划的变更等）

第九条 前条第一項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

第九条 获得上一条第一款认定的业主（以下称“认定业主”），在欲变更该认定涉及的改善计划时，应当得到管辖其主要经营机构所在地的都道府县知事的认定。

2 都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 都道府县知事在认为认定业主没有根据上一条第一款的认定涉及的改善计划（已根据前款的规定认定变更的，则为变更后的认定。以下称“认定计划”）采取改善措施时，可以撤消该认定。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

3 上一条第三款的规定准用于第一款的认定。

(雇用安定事業等としての助成及び援助)  
(以雇佣稳定事业等形式提供的帮助及援助)

第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

第十条 政府为了促进认定计划涉及的改善措施的实施，对于根据该认定计划采取必要措施以增进其雇佣的护理劳动者的福祉的认定业主，可以以《雇佣保险法》（1974 年第 116 号法律）第六十二条的雇佣稳定事业或者该法第六十三条的能力开发事业的形式，提供必要的帮助及援助。

(指導及び助言)  
(指导及建议)

第十一条 国及び都道府県は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第十一条 国家及都道府县应当就认定计划涉及的改善措施的妥善实施，对认定业主给予必要的指导及建议。

(報告の徴収)  
(报告的征收)

第十二条 都道府県知事は、認定事業主に対し、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることができる。

第十二条 都道府县知事可以就认定计划涉及的改善措施的实施情况，要求认定业主提交报告。

## 第二節 職業訓練の実施等 第二节 职业训练的実施等

(職業訓練の実施)  
(职业训练的実施)

第十三条 厚生労働大臣は、介護関係業務の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

第十三条 厚生劳动大臣为了开发及提高完成护理相关业务所需的劳动者的能力，应当就有效实施必要的职业训练给予特别的考量。

(職業紹介の充実等)

(职业介绍的充实等)

第十四条 厚生労働大臣は、介護労働者になろうとする者にその有する能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護関係業務に係る労働力の充足を図るため、介護関係業務に係る労働力の需給の状況並びに求人及び求職の条件、介護労働者の雇用管理の状況その他必要な雇用に関する情報（次項において「雇用情報」という。）の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第十四条 厚生劳动大臣为了给予有意成为护理劳动者的人员在与其具有的能力相匹配的职业就职的机会，为了充实护理相关业务涉及的劳动力，应当致力于采取必要的措施，提供护理相关业务涉及的劳动力供需情况以及招聘及求职的条件、护理劳动者的雇佣管理状况等其他有关雇佣的必要信息（在下一款中称“雇佣信息”），充实职业指导及职业介绍等。

2 職業安定機関及び職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力の需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

2 职业稳定机构、职业介绍经营者等其他相关人员，为了妥善并顺利地协调护理相关业务涉及的劳动力供需，应当致力于就充实雇佣信息、调整劳动力供需涉及的技术提升等进行互相合作。

#### 第四章 介護労働安定センター

#### 第四章 护理劳动稳定中心

(指定等)

(指定等)

第十五条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

第十五条 厚生劳动大臣对于以增进护理劳动者的福祉为目的的一般社団法人或一般财团法人中，认为其就第十七条规定的业务符合下列标准的，可以根据其申请，在全国范围内指定且仅指定其中一个办理该条规定的业务。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。



一 认为其对于职员、业务方法等其他事项有适当的业务实施相关计划，并且具有准确地实施该计划所需的充足的财务及技术基础

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。

二 除前一项规定的事项外，认为其业务得到适当且准确的运营，有利于增进护理劳动者的福祉。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「介護労働安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

2 厚生劳动大臣在根据前款规定做出指定后，应当公示根据该款收到指定者（以下称“护理劳动稳定中心”）的名称以及住址及事务所所在地。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 护理劳动稳定中心在有意变更其名称、住址及事务所所在地时，应当预先就其向厚生劳动大臣提交申请。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

4 厚生劳动大臣在收到根据前款规定提交的申请后，应当公示该申请涉及的事项。

（指定の条件）

（指定的条件）

第十六条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

第十六条 根据上一条第一款做出的指定可以附加条件并对该条件进行变更。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

2 前款的条件应当限于为了确切的实施该指定涉及的事项所需的最低限度，并且不得对接受该指定者科以不适当的义务。

（業務）

（业务）

第十七条 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

第十七条 护理劳动稳定中心应办理下列业务。

一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること。

一 综合收集有关护理劳动者雇佣及福祉的信息及资料，并提供给业主、职业介绍经营者等其他相关人员。

二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その者が賃金の支払を受けることが困難となった場合の保護その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。

二 对于职业介绍经营者开展的职业介绍事业涉及的护理劳动者，在其难以领取薪金时给予保护以及为了其职业生活的稳定而给予其他必要的援助。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

三 开展下一条第一款规定的业务。

四 前三号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

四 除前三项所列事项外，办理增进护理劳动者的福祉所需的业务。

（介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施）

（护理劳动稳定中心实施雇佣稳定事业等相关业务）

第十八条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

第十八条 厚生劳动大臣在指定护理劳动稳定中心时，应当令护理劳动稳定中心办理《雇佣保险法》第六十二条的雇佣稳定事业或者该法第六十三条的能力开发事业中符合下列各项之一的事项涉及的全部或部分业务。

一 認定事業主に対して支給する給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給すること。

一 支付厚生劳动省省令规定的支付给认定业主的补助金。

二 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。

二 进行有关护稳定理劳动者雇佣以及开发及提高能力的调查研究。

三 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、認定事

業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

三 对于以稳定护理劳动者雇佣以及开发及提高能力为目的的措施，与认定业主、职业介绍经营者等其他相关人员进行商谈或进行其他援助。

四 介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。

四 对于护理劳动者及有意成为护理劳动者的人员，开展教育训练，以令其掌握必要的知识及技能。

五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

五 收集整理拥有职业介绍经营者及其他护理劳动者涉及的求职相关信息的人员的信息，以及向有意雇佣护理劳动者的人员提供该收集整理的信息中与其期望相符的信息。

六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。

六 除前述各项所列事项外，办理稳定护理劳动者的雇佣及开发及提高能力所需的事业。

2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条又は第六十三条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

2 基于《雇佣保险法》第六十二条或者第六十三条的规定且符合前款第一项的补助金的支付条件及支付金额，应由厚生劳动省省令规定。

3 介護労働安定センターは、第一項に規定する業務（以下「雇用安定事業等関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。介護労働安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

3 护理劳动稳定中心在开始全部或部分第一款规定的业务（以下称“雇佣稳定事业等相关业务”）时，应当按照每个相应业务的种类，向厚生劳动大臣报告该业务的开始日期及办理该业务的事务所的所在地。护理劳动稳定中心在有意变更办理该等业务的事务所的所在地时，亦同。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により介護労働安定センターに行わせる雇用安定事業等関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

4 厚生劳动大臣应公示根据第一款的规定令护理劳动稳定中心办理的雇佣稳定事业等相关业务的种类及根据前款的规定进行的报告涉及的事项。

（業務規程の認可）

(業務規程的认可)

第十九条 介護労働安定センターは、雇用安定事業等関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条 护理劳动稳定中心在办理雇佣稳定事业等相关业务时，在开始相应业务之前，应当制作有关相应业务实施的规程（以下称“业务规程”），并取得厚生劳动大臣的认可。在有意对其变更时，亦同。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が雇用安定事業等関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

2 厚生劳动大臣认为前款认可的业务规程在雇佣稳定事业等相关业务的适当及准确实施上已经不适当时，可以命令变更其业务规程。

3 業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 业务规程中应当列出的事项由厚生劳动省省令规定。

(報告)

(报告)

第二十条 介護労働安定センターは、雇用安定事業等関係業務のうち第十八条第一項第一号に係る業務（第二十六条において「給付金業務」という。）を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 护理劳动稳定中心在办理雇佣稳定事业等相关业务中第十八条第一款第一项涉及的业务（在第二十六条中简称“补助金业务”）时，认为对于该等业务有必要的，可以要求业主就必要的事项进行报告。

(事業計画等)

(事业计划等)

第二十一条 介護労働安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条 护理劳动稳定中心应当在每个事业年度根据厚生劳动省省令的规定，制作事业计划书及收支预算书，并取得厚生劳动大臣的认可。在有意对其进行变更时，亦同。

2 介護労働安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 护理劳动稳定中心应当根据厚生劳动省省令的规定，在每个事业年度结束后制作事业报告书、资产负债表、收支决算书及财产目录，并提交给厚生劳动大臣取得其批准。

（区分経理）

（分別結算）

第二十二條 介護労働安定センターは、雇用安定事業等関係業務を行う場合には、雇用安定事業等関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第二十二條 护理劳动稳定中心在办理雇佣稳定事业等相关业务时，应分别整理雇佣稳定事业等相关业务涉及的结算与其他业务涉及的结算。

（交付金）

（資助金）

第二十三條 国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用安定事業等関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

第二十三條 国家可以在预算的范围内，将与雇佣稳定事业等相关业务所需费用的全部或部分等额的金額資助給护理劳动稳定中心。

（厚生労働省令への委任）

（对厚生劳动省省令的授权）

第二十四條 この章に定めるもののほか、介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務を行う場合における介護労働安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十四條 除本章规定的事项外，有关护理劳动稳定中心办理雇佣稳定事业等相关业务时的护理劳动稳定中心的财务及会计等必要事项，由厚生劳动省省令规定。

（役員を選任及び解任）

（董事的选任及解聘）

第二十五條 介護労働安定センターの役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

第二十五條 未经厚生劳动大臣认可，护理劳动稳定中心董事的选任及解聘无效。

2 介護労働安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十七条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は、介護労働安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

2 护理劳动稳定中心的董事做出违反根据本章规定(包括基于该规定的命令及处分)或第十九条第一款的规定已取得认可的业务规程的行为时,或者就第十七条规定的业务作出明显不当的相关行为时,厚生劳动大臣可以命令护理劳动稳定中心应解聘该董事。

(役員及び職員の公務員たる性質)

(董事及职员の公務員性質)

第二十六条 給付金業務に従事する介護労働安定センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十六条 从事补助金业务的护理劳动稳定中心的董事及职员在适用《刑法》(1907年第45号法律)等其他罚则上,视为根据法律法规从事公务的职员。

(報告及び検査)

(报告及检查)

第二十七条 厚生労働大臣は、第十七条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、介護労働安定センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、介護労働安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七条 厚生劳动大臣可以在为了确保第十七条规定的业务适当运营的必要限度内,要求护理劳动稳定中心就该条规定的业务或资产状况进行必要的报告,或者令其下属职员进入护理劳动稳定中心的事务所,对业务状况或账目、资料等其他物品进行检查。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 根据前款规定进行现场检查的职员,应当携带表明其身份的证明并出示给相关人员。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3 根据第一款规定进行现场检查的权限不得解释为为了犯罪侦查而获得了批准。

(監督命令)

(监督命令)

第二十八条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、介護労働安定センターに対し、第十七条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第二十八条 厚生劳动大臣为了施行本章规定，可以在必要的限度内，就第十七条规定的业务向护理劳动稳定中心发出监管方面必要的命令。

（指定の取消し等）

（指定的撤销等）

第二十九条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第二十九条 厚生劳动大臣在护理劳动稳定中心符合下列各项之一时，可以撤销根据第十五条第一款做出的指定（以下称“指定”），或者令其在规定时间停止办理第十七条规定的全部或部分业务。

一 第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

一 认为无法适当且切实地实施第十七条规定的业务时。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

二 做出与指定有关的不正当行为时。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 违反本章规定或基于相应规定的命令或处分时。

四 第十六条第一項の条件に違反したとき。

四 违反第十六条第一款的条件时。

五 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで雇用安定事業等関係業務を行ったとき。

五 没有按照根据第十九条第一款的规定得到认可的业务规程办理雇佣稳定事业等相关业务时。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

2 厚生劳动大臣根据前款规定撤销指定或命令停止办理第十七条规定的全部或部分业务时，应当就此进行公示。

(厚生労働大臣による雇用安定事業等関係業務の実施)

(厚生劳动大臣实施雇佣稳定事业等相关业务)

第三十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業等関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業等関係業務を自ら行うものとする。

第三十条 厚生劳动大臣根据上一条第一款的规定撤销指定或命令停止办理全部或部分雇佣稳定事业等相关业务时，或者认为护理劳动稳定中心难以办理雇佣稳定事业等相关业务而有必要时，应当自行办理该雇佣稳定事业等相关业务。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業等関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業等関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

2 厚生劳动大臣根据前款规定决定办理雇佣稳定事业等相关业务时，或者决定不再办理根据该款规定正在进行的雇佣稳定事业等相关业务时，应当预先就此进行公示。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業等関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業等関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業等関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生劳动大臣根据第一款规定决定办理雇佣稳定事业等相关业务时，或者决定不再办理根据该款规定正在进行的雇佣稳定事业等相关业务时，该雇佣稳定事业等相关业务的承继及其他必要事项，由厚生劳动省省令规定。

## 第五章 罰則

### 第五章 罚则

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 符合下列各项之一的，处五十万日元以下罚金。

一 第十二条又は第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一 没有作出第十二条或第二十条规定的报告，或者作出虚假报告者。

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 没有作出第二十七条第一款规定的报告，或作出虚假报告，或者拒绝、妨碍或躲避根据该款规定进行的走访或检查者。



第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第三十二条 法人代表或者法人或自然人的代理人、雇员等其他工作人员，在其法人或者自然人的业务上，做出违反上一条的行为时，除惩罚行为人外，还将对该法人或者自然人处以该条刑罚。

## 附 則 抄

### 附 則

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过三个月的范围内、政令规定之日起施行。

(罰則に関する経過措置)

(罚则相关过渡措施)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 对在本法施行前做出的行为适用罚则时，仍依照先例。

## 附 則 (平成五年十一月一二日法律第八九号) 抄

### 附 則 (1993年11月12日第89号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第一条 本法自《行政程序法》（1993年第88号法律）施行之日起施行。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

(受到咨询等不利处置的相关过渡措施)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二条 接到咨询等其他要求称，应在本法施行前对基于法令的审议会等其他合议制机构，办理赋予《行政程序法》第十三条规定的听证或者辩解的机会的手续等其他相当于陈述意见的手续的情况下，对于该咨询等要求涉及的不利处置的手续，不受根据本法修定后的有关法律规定所限，仍依照先例。

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关过渡措施）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 对在本法施行前做出的行为适用罚则时，仍依照先例。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

（整理听证相关规定伴随的过渡措施）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十四条 在本法施行前，根据法律规定进行的听证、聆讯或听证会（涉及不利处置的事项除外）或者为此而办理的手续，视为根据本法修订后的相关法律的规定处理。

（政令への委任）

（向政令授权）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第十五条 除附则第二条至上一条规定的项外，本法施行所需的相关过渡措施由政令规定。

附 則 （平成七年三月一七日法律第二七号） 抄

附 則 （1995年3月17日第27号法律） 摘录

（施行期日）

(施行日期)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

第一条 本法自 1995 年 7 月 1 日起施行。

附 則 (平成一一年三月三十一日法律第二〇号) 抄

附 則 (1999 年 3 月 31 日第 20 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。但是附则第十二条至第四十九条的规定在自公布之日起不超过九个月的范围内、政令规定之日起施行。

附 則 (平成一一年七月七日法律第八五号) 抄

附 則 (1999 年 7 月 7 日第 85 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过六个月的范围内、政令规定之日起施行。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

附 則 (1999 年 12 月 22 日第 160 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法(除第二条及第三条外)自 2001 年 1 月 6 日起施行。但, 下面各号的规定, 从决

定为该各号的日期开始施行。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

一 第九百九十五条（有关核原料物质，核燃料物质及核反应堆的限制的法律的一部分的修改法律附则的修改规定的部分限定。）、第一千三百五条，第一千三百六条，第一千三百二十四条第二项，第一千三百二十六条及第一千三百四十四条规定 公布の日

**附 則 （平成一二年三月三十一日法律第一二号）**

**附 則 （2000年3月31日第12号法律）**

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2000 年 4 月 1 日起施行。

（報告の徴収に関する経過措置）

（征收报告的相关过渡措施）

第二条 この法律の施行の際、改正前の第十二条の規定により報告をしなければならない者が報告をしていない場合については、改正前の同条の規定（改正前の同条の規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

第二条 在本法施行时，根据修订前的第十二条规定应当进行报告者没有进行报告的，则修订前的该条的规定（含修订前该条规定涉及的罚则）在本法施行后依然有效。

（雇用・能力開発機構の債務保証業務に関する経過措置）

（雇佣、能力开发机构的债务保证业务的相关过渡措施）

第三条 この法律の施行の際現に行われている改正前の第三十二条第一項第一号及び第二号の債務の保証に係る雇用・能力開発機構の業務については、改正前の同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 对于在本法施行时已经在开展的修订前的第三十二条第一款第一项及第二项的债务保证涉及的雇佣、能力开发机构的业务，修订前的该条的规定在本法施行后依然有效。

（罰則に関する経過措置）

(罰則相关过渡措施)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 对于在本法施行前已经做出的行为适用罚则时，依照先例。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一七〇号) 抄

附 則 (2002年12月13日第170号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九条まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。但是附则第六条至第九条及第十一条至第三十四条的规定，自2004年3月1日起施行。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

附 則 (2006年6月2日第50号法律) 摘录

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

本法自《一般社団、財団法人法》施行之日起施行。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

附 則 (2007年4月23日第30号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。

(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(《关于护理劳动者雇佣管理的改善等的法律》的部分修订伴随的过渡措施)

第一百八条 厚生労働大臣は、前条の規定による改正後の介護労働者の雇用管理の改善等に関

する法律（以下「新介護労働者法」という。）第十八条第一項各号に規定するもののほか、施行日から平成二十二年三月三十一日までの間、この法律の施行の際現に介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十五条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けている者に、附則第六条第一項第一号に掲げる事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

第一百八条 除根据上一条款的规定修订后的《关于护理劳动者雇佣管理的改善等的法律》（以下称“《新护理劳动者法》”）第十八条第一款各项规定的事项外，在施行之日起至2010年3月31日期间，厚生劳动大臣应当令在本法施行时已经根据《关于护理劳动者雇佣管理的改善等的法律》第十五条第一款的规定得到了厚生劳动大臣的指定的人员，办理附则第六条第一款第一项所列事业涉及的全部或部分业务。

2 前項の場合における新介護労働者法第十七条第三号、第十八条第三項及び第四項、第二十五条第二項、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条第二号の規定の適用については、新介護労働者法第十七条第三号中「次条第一項」とあるのは「次条第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一百八条第一項」と、新介護労働者法第十八条第三項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一百八条第一項に規定する業務」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一百八条第一項」と、新介護労働者法第二十五条第二項、第二十七条第一項、第二十八条及び第二十九条第一項中「第十七条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一百八条第二項の規定により読み替えられた第十七条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一百八条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「第十七条」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第十七条」と、新介護労働者法第三十条第一項中「前条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一百八条第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、新介護労働者法第三十一条第二号中「第二十七条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第一百八条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第一項」とする。

2 在前款的情形下适用《新护理劳动者法》第十七条第三项、第十八条第三款及第四款、第二十五条第二款、第二十七条第一款、第二十八条、第二十九条、第三十条第一款以及第三十一条第二项的规定时，将《新护理劳动者法》第十七条第三项中的“下一条第一款”替换为“下一条第一款及《雇佣保险法等的部分修订法》(2007年第30号法律)附则第一百零八条第一款”；将新《护理劳动者法》第十八条第三款中的“规定的业务”替换为“规定的业务及《雇佣保险法等的部分修订法》附则第一百零八条第一款规定的业务”；将该条第四款中的“第一款”替换为“第一款及《雇佣保险法等的部分修订法》附则第一百零八条第一款”；将《新护理劳动者法》第二十五条第二款、第二十七条第一款、第二十八条及第二十九条第一款中的“第十七条”替换为“根据《雇佣保险法等的部分修订法》附则第一百零八条第二款的规定被替换的第十七条”；将该条第二款中的“前款”替换为“根据《雇佣保险法等的部分修订法》附则第一百零八条第二款的规定被替换的前款”；将“第十七条”替换为“根据该条第二款的规定被替换的第十七条”；将新《护理劳动者法》第三十条第一款中的“上一条第一款”替换为“根据《雇佣保险法等的部分修订法》附则第一百零八条第一款规定的业务”。

部分修订法》附则第一百零八条第二款的规定被替换的上一条第一款”；将《新护理劳动者法》第三十一条第二项中的“第二十七条第一款”替换为“根据《雇佣保险法等的部分修订法》附则第一百零八条第二款的规定被替换的第二十七条第一款”。

第百九条 施行日から平成二十年三月三十一日までの間、厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、独立行政法人雇用・能力開発機構に附則第百七条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「旧介護労働者法」という。）第三十二条各号に掲げる業務を行わせるものとする。

第百九条 在施行之日至 2008 年 3 月 31 日期间，为了增进护理劳动者的福祉，厚生劳动大臣应当令独立行政法人雇佣、能力开发机构办理根据附则第一百零七条的规定修订前的《关于护理劳动者雇佣管理的改善等的法律》（以下称“《原护理劳动者法》”）第三十二条各项所列业务。

2 前項の規定により、独立行政法人雇用・能力開発機構が行う業務のうち、旧介護労働者法第三十二条第一号及び第二号の債務の保証であって、平成二十年四月一日前に当該債務の保証を受けることができることとなった者に対するものについては、なお従前の例による。

2 根据前款的规定，对于独立行政法人雇佣、能力开发机构办理的业务中的《原护理劳动者法》第三十二条第一项及第二项的债务保证，对在 2008 年 4 月 1 日前已可以接受该债务保证的人，仍依照先例。

（罰則に関する経過措置）

（罚则相关过渡措施）

第百四十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第百四十一条 在本法（对于附则第一条各项所列的规定，为各该项规定。以下在本款中相同）施行前做出的行为及根据本附则规定依照先例的情形下，对在本法施行后做出的行为适用罚则时，仍依照先例。

2 附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第十七条第三号の規定が適用される場合における施行日から平成二十二年三月三十一日までの間にした行為に対する附則第百八条第二項の規定により読み替えられた新介護労働者法第三十一条第二号の罰則の適用については、同年四月一日以後も、なお従前の例による。

2 在适用根据附则第一百零八条第二款的规定被替换的《新护理劳动者法》第十七条第三项的规定的情况下，对于在施行之日至 2010 年 3 月 31 日期间做出的行为，在适用根据附则第一百零八条第二款的规定被替换的《新护理劳动者法》第三十一条第二项的罚则上，在同年 4 月 1 日以后仍依照先例。

(政令への委任)

(探讨)

第四百四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第四百四十三条 除本附则规定的事项外，本法施行所需过渡措施由政令规定。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

附 則 (2011年6月24日第74号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 本法自公布之日起经过二十日后施行。